

日バス協業第148号
令和3年4月6日

各都道府県バス協会 会長 殿

公益社団法人 日本バス協会
理事長 石 指 雅 啓

「移動円滑化基準適用除外自動車の認定要領」の一部改正等について

平素より当協会の運営につきましては、格別のご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、標記の件について、添付のとおり国土交通省自動車局旅客課長及び安全・環境基準課長より通知がありました。

この度の改正により「移動円滑化基準適用除外自動車の認定要領」の第3号2号に係るアクセスバスの基準適用除外の認定申請について定められましたので、貴バス協会傘下会員事業者にご周知くださいますようよろしくお願いいたします。

【主な改正の概要】

- ・ 1日当たりの利用者数が平均2,000人以上で、かつ、鉄軌道によるアクセスのない27空港を指定し、指定空港への空港アクセスバスにおける移動円滑化基準適用除外の認定に関する取扱いを新設。
- ・ 指定空港への空港アクセスバスにおける基準適用除外認定にあたっては、当該指定空港への空港アクセスバスにおけるリフト付きバス等のバリアフリー車両の導入状況を踏まえつつ、計画的なリフト付きバス等のバリアフリー車両の導入を前提に行うこととし、基準適用除外認定を受けようとする者は、概ね3年以内にリフト付きバス等のバリアフリー車両を導入する旨の導入計画書を地方運輸局長（沖縄総合事務局長を含む。以下同じ。）に提出しなければならない。
- ・ 導入計画書の提出をもって基準適用除外認定を受けた者において、導入計画書に基づくリフト付きバス等のバリアフリー車両を導入した場合には、遅滞なく導入報告書を地方運輸局長に提出しなければならない。
- ・ 導入計画書に基づくリフト付きバス等のバリアフリー車両の導入がなかった場合には、基準適用除外認定を受けた車両の認定取消しなどを行う（ただし、考慮すべき特段の事情がある場合を除く。）。
- ・ その他所要の改正

（お問い合わせ先）
公益社団法人日本バス協会
業務部 稲田・松浦
TEL：03-3216-4014